

「水質に係る化学的酸素要求量、窒素含有量及びりん含有量の 総量規制基準の設定方法について（答申）」の概要

（中央環境審議会）

1 総量規制基準の位置づけ

- ・ 各指定水域ごとに、環境大臣が総量削減基本方針を定め、指定項目毎に削減目標量を示すこととなっており、これに基づき関係府県知事が削減目標量を達成するための総量削減計画を策定
- ・ 総量削減基本方針における削減目標量は、目標年度における汚水、廃液の処理の技術の水準、下水道の整備の見通し等を勘案して、実現可能な限度において決定
- ・ 総量規制基準は主な汚濁負荷源のうち、指定地域内事業場（日平均排水量50立方メートル以上の特定事業場）の排水に対し適用。汚濁負荷量の排出総量を規制

2 総量規制基準の設定方法を定めるに当たって考慮すべき事項

- ・ 大阪湾については、窒素及びりんの環境基準の達成状況を勘案しつつ、特に有機汚濁解消の観点から水環境改善を進める必要があり、指定地域内事業場に係る負荷量に関しては、7次にわたる水質総量規制基準によりかなりの削減が図られてきた実績を踏まえ、最新の処理技術動向も考慮しつつ、これまでの取組が継続されていく必要があるとされたことを考慮

3 総量規制基準の設定方法の検討

- ・ 排水の時期区分、業種等の区分、水域区分、各業種等の区分におけるC値の範囲について検討
- ・ C値の範囲については、過去のC値の範囲の設定状況、C値の範囲に基づき都府県が定めたC値等を勘案

4 総量規制基準の設定方法（大阪湾）

- ・ 時期区分は変更せず
- ・ 業種区分は変更せず
- ・ C値の範囲については、COD 15区分のみ改定

5 都府県が総量規制基準を定める際の留意事項

- ・ 在り方答申では、7次にわたる水質総量規制により汚濁負荷量はかなりの削減が図られてきおり、こうした実績を踏まえ、これまでの取組の継続の必要性について言及。
- ・ これを踏まえ、総量規制基準は、現状よりも悪化させない観点から設定していることに十分留意すること。